

令和 8 年度飯豊町地域農業を支える担い手支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、町内の農業者の減少や遊休農地の発生を抑制し、将来にわたって農業や農地を維持していくために、地域の農業を支える担い手（以下「事業実施主体」という。）の営農継続に必要な農業用機械・施設等の導入や簡易的な土地基盤整備に係る経費について、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和 53 年規則第 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対して補助金を交付する。

(事業実施主体、補助対象事業、補助金の額及び補助要件)

第 2 条 事業実施主体、補助対象事業、補助金の額、補助要件は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請)

第 3 条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 5 条に規定する交付申請書に事業計画書（別記様式第 1 号）を添付し、町長に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

(事業の着工)

第 4 条 事業実施主体は、事業に着工する場合は、着工（契約）届（別記様式第 2 号）を届け出するものとする。

(事業の変更等)

第 5 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増額又は 30%を超える減

2 事業実施主体は、規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により町長の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書（別記様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

3 事業実施主体は、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により町長の指示を受けようとするときは、事業遅延届出書（別記様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

4 前項の場合のうち、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(事業の竣工)

第6条 事業実施主体は、事業が竣工した場合には、速やかに竣工（納入）届（別記様式第5号）により、町長に届け出するものとする。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、規則第14条に規定する実績報告書について、事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに事業実績書（別記様式第1号）を添付し、町長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま補助金交付申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま補助金交付申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第6号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(概算払)

第8条 町長は、必要と認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

2 事業実施主体は、概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第9条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第22条第1項第2号の規定により町長が指定する財産は、1件の取得価格が20万円以上の機械及び施設等とする。

2 規則第22条ただし書きの規定により町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

(補助金の経理)

第11条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、令和9年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

2 事業実施主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、同項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（別記様式第8号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 30 日から施行する。

別表

事業実施主体	補助対象事業	補助率	補助要件
町内に住所又は事業者を有するもののうち、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 13 条第 1 項に規定。）及び認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。）のうち、次のいずれかに該当するもの。 (ア) 経営面積が 10ha 未満であること。 (イ) 令和 8 年度に国庫事業の採択を受けていないものを除く。） (イ) 令和 8 年度に国庫事業に要望し、採択を受けていないこと。 (2) 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定。）に位置付けられている農業者（認定農業者・認定新規就農者を除く。） (3) 受益者が 2 戸以上で構成される農業者団体（集落営農組織、機械利用組合、任意組織（規約が定められているもの）等）	事業実施主体が営農を継続していくために行う次に掲げる取組とする。 (1) 農産物の生産、加工、流通、販売及びその他農業継続に必要な農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の取得及び改良 (2) 簡易的な土地基盤整備 ※ (1) の事業については、以下の機械等も対象とする。 (ア) 既存機械の代替としての同種・能力等のもの（いわゆる単純更新） (イ) 中古機械等（耐用年数による制限を要しない） (ウ) 乾燥調製施設等、建屋のみの新築・改築・増築	補助対象事業に要する経費の 1/3 以内 補助上限 1,000 千円 （注）補助金の額を算定した際に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	(1) 事業実施主体について、次に掲げる基準をすべて満たすものとする。 (ア) 5 年後の計画経営面積が、現状の経営面積を下回らないこと。 (イ) 事業完了後、次に定める基準の期間、営農を継続する意向があること。 (a) 補助対象事業（1）を実施したものにおいては取得機械等の処分制限期間 (b) 補助対象事業（2）を実施したものにおいては 5 年間 (2) 補助対象事業について、次に掲げる基準をすべて満たすものとする。 (ア) 事業費が整備内容ごとに 200 千円以上であること。 (イ) 原則として、農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものではないこと。 (ウ) 交付決定前に事業を実施又は完了しているものではないこと。 (エ) 機械等については、処分制限期間が満了するまでに農機具共済等へ加入をする等、自然災害等に備えた措置を講じること。